

令和元年8月9日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

## 神奈川県がん患者妊孕性治療費助成事業の周知について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局長  
(公印省略)

### 神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業の周知について (依頼)

本県の健康医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記助成事業につきまして、別添資料のとおり、令和元年8月1日から実施することになりましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員あてに御周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

#### 問合せ先

保健医療部がん・疾病対策課

がん・肝炎対策グループ 白沢

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-5015 (直通)

電子メール shirasawa.6q21@pref.kanagawa.jp

# 神奈川県が 妊孕性温存治療費の一部を助成します。

神奈川県では、将来、子どもを産み育てることを望むがん患者の方が将来に希望を持ってがん治療に取り組んでいただけるよう、妊孕性温存治療に係る費用の一部を助成します。

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・ 妊孕性温存治療実施日(※)において神奈川県内に住所を有する方
- ・ がん治療により生殖機能が低下する又は失われるおそれがあると医師に診断された方
- ・ 妊孕性温存治療実施日(※)における年齢が 40 歳未満の方
- ・ 次の所得要件を満たす方

妊孕性温存治療を受けた方	所得額
未成年の場合 (既婚の場合を除く)	妊孕性温存治療を受けた方の保護者全員の所得額の合計が 730 万円未満
成年かつ未婚の場合	妊孕性温存治療を受けた方の所得額が 730 万円未満
既婚の場合	妊孕性温存治療を受けた方及びその配偶者の所得額の合計が 730 万円未満

対象者

- ・ 次に定める医療機関において妊孕性温存治療を受けた方

卵子 卵巣組織 胚(受精卵)	日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解(平成 28 年6月改定)」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関
精子	がん治療の主治医から紹介を受けた医療機関

- ・ 本事業の助成対象となる費用について、特定不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない方

(※)妊孕性温存治療実施日:精子、卵子又は卵巣組織の採取を行った日

対象  
費用

妊孕性温存治療に係る費用のうち医療保険適用外費用

※ 入院費、入院時の食事代等の治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持に係る費用は対象外となります。

助成額

助成対象費用の1/2(上限:男性2万5千円、女性 20 万円)

申請書類など、詳しくは県ホームページでご確認ください。

神奈川県 妊孕性温存

検索

申請窓口・お問合せ先

〒 231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課(日本大通7ビル2F)

電話 045-210-5015(直通)